

## 入札説明書

- 1 案件名称  
竹原市複合施設の整備における建築物モデル構築及び市民ワークショップの運営業務
- 2 公告共通事項  
竹原市ホームページに掲載（ダウンロード可）
- 3 入札条件
  - (1) 入札は、仕様書、設計書、図面、入札説明書及び関係書類ならびに現場など熟覧のうえ、広島県・市町村共同利用電子入札システムにより行うこと。
  - (2) 入札者は、建設業法、同法施行令、同法施行規則、竹原市契約規則、その他の関係規程及び市の各種契約約款を承諾のうえ、入札すること。
  - (3) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
  - (4) 指名競争入札の場合、入札者が1者である場合は、入札は不成立とする。
- 4 留意事項  
落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には、落札後5日以内に仮契約（議会で可決後本契約が成立する旨の仮契約書）を締結すること。
- 5 業務費内訳書
  - (1) 入札公告時に提示する設計図書に添付されている業務費内訳表（単価表は含まない）に記載している内容と同一の項目、数量により業務費内訳書を作成すること。業務費内訳書の合計額（消費税相当額を除く）と入札額（消費税相当額を除く）が相違している場合は、失格となる。
  - (2) 様式は、指定しない。
- 6 必要業務日数又は履行期限  
令和7年3月31日
- 7 最低制限価格算出について  
本業務の業務区分は (1)・(3) とする。
- 8 契約保証金について  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。
- 9 契約保証金の免除等  
竹原市契約規則第33条による。
- 10 支払の条件
  - (1) 前払金  
業務委託料の30%以内とする。
  - (2) 完了払

## 最低制限価格の算定方法を見直しました

- ◎ 最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とします。
- (1) 測量業務  
直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.48）
  - (2) 建築関係建設コンサルタント業務  
直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）
  - (3) 土木関係建設コンサルタント業務  
直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.48）
  - (4) 地質調査業務  
直接調査費＋（間接調査費×0.9）＋（解析等調査業務費×0.8）＋（諸経費×**0.48**）
  - (5) 補償関係コンサルタント業務  
直接原価＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.45）
  - (6) 特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8まで（(1)の場合は10分の6から10分の8.2まで、(4)の場合は3分の2から10分の8.5まで）の範囲で定めます。
- ◎ (1)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (2)の場合で、算定額が予定価格の10分の7.5を超える場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (3)(5)の場合で、算定額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (4)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、3分の2を下回る場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (1)～(6)の2以上の業務から構成されている業務の場合は、前述の方法により算定した額の合計額をもって算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。